

東京都北区
放課後子ども総合プラン事業における
弁当配達等業務委託公募要項（兼実施説明書）

令和8年1月

東京都北区
子どもわくわく課

1 目的

本公募要項は学校の長期休業期間中に、東京都北区放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室及び学童クラブを一体的に運営する事業）を利用する児童に対し、弁当配送等サービスを提供する業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものです。

2 公募の趣旨

学校の長期休業期間中に、東京都北区放課後子ども総合プラン事業を利用する児童に対し、弁当の注文対応及び安心・安全な弁当配送を行うことができる事業者を、公平かつ公正に選定するために公募するものです。

3 業務の概要

（1）件名

東京都北区放課後子ども総合プラン事業における弁当配送等業務委託

（2）内容

小学校等の長期休業期間中、東京都北区放課後子ども総合プラン事業を利用する児童を対象に、保護者からの希望に応じた弁当の注文対応及び各放課後子ども総合プラン事業実施場所に配送する業務を委託するものです。詳細は、別紙1「業務内容」を参照してください。

（3）履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（4）予定価格

¥8,800,000（税込）

区分	内容
単価契約	配送委託料（人件費、交通費、燃料費、保冷剤等の消耗品費を含む）、システム手数料、クレジットカード手数料

①提案は上記金額を超えないものとします（予定価格を上回る場合は、審査の対象としません。）。

②提案段階での経費が契約金額になるものではなく、契約交渉順位第1位に決定した事業者（契約交渉が不調に終わった場合は第2位の事業者）と協議・調整のうえ、予算の範囲内において決定します（現時点で令和8年度の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約することとします。）。

③東京都が実施する補助「学童クラブにおける昼食提供支援事業」を活用する予定です。

④最低制限価格は設定しません。

⑤弁当代は保護者負担とします。

(5) 年間配送食数の目安

21,600食

(内訳) 一日あたりの注文個数 (実績) 約600食

配送対象日数 (令和7年度実績) 36日

※配送対象日数は、夏季休業期間（約28日）、冬季休業期間（約4日）、春季休業期間（約4日）の合計日数であり、土曜日・日曜日・祝日は除いたものです。

4 参加資格

事業者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の要件をすべて満たしていることとします。各要件は、参加表明書類提出日を基準日とします。なお、参加者が契約時までにいざれかの資格を欠いた場合は、その時点で失格とします。

- (1) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）等に基づき、児童に安全な弁当を提供できること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による飲食店営業許可を受けていること。
- (3) 過去1年以内に食中毒等により保健所からの指導がされていないこと。
- (4) 弁当配送等サービス利用希望者が個々にインターネットを通じた注文及び決済ができること。
- (5) 正午までに全放課後子ども総合プラン事業実施場所へ弁当を配送できること。
- (6) 放課後子ども総合プラン事業・学校・幼稚園・認定こども園・保育所等の児童・乳幼児施設に弁当等配送サービスを実施した実績があること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (8) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (9) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）等による更生・再生手続き等を行っていないこと。
- (11) 東京都北区の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいないこと（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）。
- (13) 最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

5 スケジュール（予定）

事項	日程
公募要項（兼説明書）の公表・交付期間	令和8年1月22日（木）～ 令和8年2月3日（火）正午
提出書類の交付期間	令和8年1月22日（木）～ 令和8年2月3日（火）正午
参加表明書類の受付期間	令和8年1月22日（木）～ 令和8年2月4日（水）正午
質問受付期間	令和8年1月22日（木）～ 令和8年1月28日（水）正午
質問回答	令和8年1月30日（金）
応募書類の受付期間	令和8年1月22日（木）～ 令和8年3月3日（火）正午
第一次審査（書類審査）	令和8年3月4日（水）～ 令和8年3月11日（水）正午
第一次審査結果通知	令和8年3月16日（月）
第二次審査 (プレゼンテーション審査)	令和8年3月27日（金）午前
審査結果の通知	令和8年3月30日（月）
契約手続き	令和8年4月以降
業務委託開始	令和8年5月以降

6 審査方法

本件プロポーザルは公募型プロポーザル方式により実施し、東京都北区放課後子ども総合プラン事業における弁当配達等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、二段階審査を行います。審査基準は別紙2「審査基準」のとおりです。

（1）第一次審査

提出された書類による審査を行います。

（2）第二次審査

- 第一次審査で選定された事業者（上位3事業者程度）に対して、プレゼンテーション及び弁当の提出、説明（15分以内）、質疑応答（15分程度）による審査を行います。
- 説明者は本件業務を受注した場合の業務責任者が行い、出席者は業務責任者を含めて4名以内とします。
- プレゼンテーションでは、パワーポイントの使用及びその他のプレゼンテーシ

ヨン用資料の提出を認めます。説明及び資料の内容は、第一次審査時の提出した書類からに限定し、追加の提案を認めません。プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、必要な機器を持参してください(電源、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは区で用意します。)。

- ・プレゼンテーション実施後、弁当の提出及び説明を行います（15分以内）。
- ・事業者の説明後、質疑応答（15分程度）を行います。

（3）審査方法

第一次審査結果と第二次審査結果を合わせ、総合的に判断して候補者（契約交渉順位第1位及び第2位）を選定します。

なお、1法人のみの参加の場合も、同様に審査を実施します。

また、審査の結果、適格な事業者がいないときは「選定事業者なし」としたうえで、再公募をする場合があります。

（4）審査結果の通知

審査の結果は、すべての参加事業者に文書により通知します。

7 公募要項（兼説明書）の公表・交付

（1）公表・交付期間

令和8年1月22日（木）から令和8年2月3日（火）正午まで

（2）公表場所

①北区公式ホームページ

②入札室前掲示板（北区役所第二庁舎3階）

（3）交付方法

北区公式ホームページからダウンロードしてください。

8 参加方法

(1) 参加表明書類について

①提出期間

令和8年1月22日（木）～令和8年2月4日（水）正午必着

②提出書類

番号	書類名	様式・備考
1	東京都北区放課後子ども総合プラン事業における弁当配達等業務委託に係るプロポーザル参加表明書	第1号様式
2	法人の概要	第2号様式
3	飲食店営業許可証明書の写し	
4	「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し	北区の競争入札参加資格を有している場合は提出すること。 ※印鑑証明部分も提出すること。
5	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）	応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの ※番号4の提出があれば提出不要。
6	印鑑証明書	応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの ※番号4の提出があれば提出不要。
7	法人税（法人住民税、法人事業税等）に関する書類	過去3年分のもの（市町村民税法人分） 納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書

③作成要領

- ・ 指定の様式は、北区公式ホームページからダウンロードしてください。
- ・ 各書類には、法人名を記載してください。
- ・ 書類一式は電子データ（PDF形式）で提出してください（番号1の書類は、電子データ送付後に、原本を1部郵送または持参してください）。
- ・ 所定の様式に収まるように作成してください。

(2) 提案書類について

①提出期間

令和8年1月22日（木）～令和8年3月3日（火）正午必着

②提出書類

番号	書類名	様式・備考
1	放課後子ども総合プラン事業における弁当配達等業務委託に関する考え方	第3号様式
2	配達体制	第4号様式
3	見積書（価格提案書）	第5号様式
4	調理場面（調理場全体・調理の様子・調理員の服装等）と配達場面（配達車（全体・お弁当の積み込み状況等）・配達員・配達時のお弁当の形状等）の写真	第6号様式
5	献立表	第7号様式

③作成要領

- ・ 指定の様式は、北区公式ホームページからダウンロードしてください。
- ・ 各書類の文字の大きさは12ポイント以上としてください。
- ・ 提案書類はA4縦を原則としてください。
- ・ 提案書類は、法人名を記載したもの（正本）を1部、法人名を伏せたもの（副本）を1部用意してください。
- ・ 審査は、法人名を伏せた状態で行います。法人名や法人名の特定につながる情報は、記述しないでください。
- ・ 副本については、参加表明書類の提出後に、法人番号をお知らせしますので、お伝えした法人番号を記載してください。
- ・ 所定の様式に収まるように作成してください。

(3) 提出方法

電子データ（PDF形式）を担当部署宛てにメール送付してください。

※参加事業者に対し、説明会は実施しません。

9 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年1月22日（木）～令和8年1月28日（水）正午必着

(2) 質問受付方法

質問にあたっては、以下のURLから質問フォームにアクセスし、送信してください。これ以外の方法（電話・訪問等）による質問は受け付けません。

URL <https://logoform.jp/form/VNHo/1356280>

(3) 回答方法

令和8年1月30日（金）に、すべての質疑に対する回答を、北区ホームページにて公開します。回答にあたっては、質問を行った法人名等は公表しません。なお、意見の表明と解される質疑等については、回答しないことがあります。

10 参加の辞退

事業者の選定があるまでの間、プロポーザルへの参加を辞退することができます。辞退する場合は、「東京都北区放課後子ども総合プラン事業における弁当配達等業務委託に係るプロポーザル参加辞退届」（第8号様式）を担当部署へ持参してください。

11 留意事項

- (1) 参加表明書類または提案書類が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがあります。無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加資格を失います。また、虚偽の記載をした者や不正な行為を行った者に対して指名停止の措置を行うことがあります。
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ④ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- (2) 参加表明書類及び提案書類の作成並びに提出に伴う費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (3) 提出された参加表明書類及び提案書類等は返却しません。
- (4) 提出期限以降における参加表明書類及び提案書類等の差し替え及び再提出は認めません。ただし、担当部署の指示による差し替え及び再提出はこの限りではありません。
- (5) 提出された参加表明書類及び提案書類等は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができます。
- (6) 提出された参加表明書及び提案書は、本件プロポーザル審査以外の目的で使用することはありません。
- (7) 本件プロポーザル審査の過程については、公表しません。また、審査結果についての異議申し立ては認めません。
- (8) 区が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的での使用を禁止します。
- (9) 本書及び付随資料等により知り得た情報については、第三者に開示しないでください。
- (10) 参加事業者の書類は、公表等に必要な場合、区は無償で使用できるものとします。

委託契約締結後は、公正性、透明性及び客觀性を期するため、公表することがあります。加えて、事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例（平成12年条例第63号）に基づき、個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となります。

(11) この要項に定めるものほか、必要な事項については審査委員会が別に定めます。

1.2 担当部署（各種書類の提出先及び問合せ先）

東京都北区子ども未来部子どもわくわく課運営支援係

〒114-8546 東京都北区滝野川2丁目52番10号

北区役所滝野川分庁舎1階1番窓口

電話：03-3908-9361（直通）

FAX：03-3908-9335

電子メールアドレス：kodowaku-ka@city.kita.lg.jp

担当：金子、岩崎、能登